

【**分担金の支出基準**】 分担金は次の基準で使用してください。 ※執行にあたり、不明な点があるときは（公財）東京都体育協会に御連絡ください。

＜別表＞

＜**分担金の対象外となるもの**＞

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地区体育協会の運営費</li> <li>② 反省会、懇親会等の飲食費 ※事前打合せ会等の飲料代を除く。</li> <li>③ 個人の所有物となる物品の購入</li> <li>④ 参加者の昼食代</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 単価基準を超えて支払ったもの及び単価基準対象者以外に支払ったもの。</li> <li>⑥ 謝金以外で個人に支払った経費</li> <li>⑦ 交通費、宿泊費（島しょ部を除く。）など分担金対象経費以外の経費</li> <li>⑧ 必要な証明書類の整っていない経費</li> </ul> |
|--|--|

＜**支払証明書類について**＞

- ・領収書の但し書きに用途内容を明記すること。
- ・用途内容が明らかでない時は、請求書等を合わせて添付する。
- ・領収書に用途内容が記載されているが詳細でない時は、領収書貼付用紙の余白に記入すること。

科 目	主な内容（分担金対象）	単価基準	分担金対象外となる主な内容	証明書類
謝金等	① 謝金 ア 著名指導者、特別講師 イ 医師 ウ 看護師 エ 指導者、講師、役員・審判員 オ 補助指導者、補助役員、地区体育協会役員	ア 1人1時間 @12,000円以内 但し、1人1日60,000円以内 イ 1人1日 20,000円以内 ウ 1人1日 15,000円以内 エ 1人1日 5,000円以内 オ 1人1日 3,000円以内	・謝金対象者以外に支払った経費 ・運転手への謝金 ・講師や指導者への交通費（島しょ部を除く。） ・印刷物作成料、電話代、賞状筆耕料、用具運搬料など、個人への対価 ・単価基準の額を超えて支払ったもの ・参加者の昼食代 ・昼食代を現金支給した場合	＜謝金＞ ・個人の領収書（住所・氏名・捺印）※自筆 ・領収書金額（受領額・源泉徴収額）、謝礼支払の対象年月日、単価を明記する。 ・著名指導者・特別講師基準を適用するときは、その略歴を事業実施報告書に添付（明記）する。 ※ 所得税の徴収は、所管の税務署の指示に従う。
	② 謝金対象者の昼食代	1人1食 1,100円以内の実費		＜昼食代＞ 業者の領収書（内容・単価・数量が明記されていること。） 内容、単価、数量が分かれば領収書でなくレシート可。
	③ 謝金対象者の交通費（島しょ部のみ）	実費		＜交通費＞（島しょ部のみ） 旅行代理店や公共交通機関の領収書 ※ 航空機利用の場合は、領収書とあわせて搭乗券等を提出
	④ 謝金対象者の宿泊費（島しょ部のみ）	1人1泊2食（朝食・夕食） 10,000円以内の実費		＜宿泊費＞（島しょ部のみ） 宿泊施設又は旅行代理店の領収書（宿泊者数・宿泊日数等の内容の分かるもの）
印刷製本費	募集案内、プログラム、パンフレット、ポスター、会議資料等の業者に作成依頼した印刷物	実費	・印刷物の作成を個人に依頼した場合の経費	・業者の領収書（内容・部数・単価が明記されていること。） ・作成印刷物1部を添付
消耗品費	ボール等競技用消耗品、救急医薬品、熱中症等予防のための飲料、飴、タブレット コピー代・文具・紙など事務用消耗品、事前打合せのお茶代 など	実費	・個人の所有物になるもの（ユニフォームなど）例外有 ・反省会・懇親会等の飲食費（酒類・菓子類・軽食を含む食事など） ・税込単価5万円以上のもの ・会場施設等への手土産・物品等修理代	業者の領収書（購入物品、数量、単価が明記されていること。） 品名、数量、単価がわかれば領収書でなくレシートで構わない ※内訳が明記されているレシートの使用を推奨します。
使用料・借上料	体育館・グラウンド・会議室（事前打合せ会を含む）等の施設等使用料、競技用具等借上料、バス等の借上料など	実費（バス等の借上料については、1事業あたり150,000円を上限とする。）	・個人から物品等を借上げた場合の経費 ・個人車借上げのガソリン代・駐車場代・高速代	利用施設や業者の領収書（用途内容・利用日・単価等が明記されていること。）
通信運搬費	郵送料、配送料、器具等運搬費など	実費	・電話料金、インターネット使用料 ・個人に運搬を依頼した場合の経費	業者の領収書（内容・単価等が明記されていること。）
保険料	損害保険料、行事保険料など	実費		業者の領収書
雑役務費	事業広告掲載料、看板作成設置料、法人（実業団等）からの指導者等派遣委託料、振込手数料など	実費	・大会及び研修会認定料 ・大会参加料 ・看板作成設置で5万円以上もの	・業者の領収書（内容・単価等が明記されていること。） ・広告掲載物原本、作成看板の写真を添付 ・委託契約書（写）を添付する。
分担金以外で支出するもの	分担金の対象外経費、分担金対象経費であっても分担金以外から支出するもの	実費等		業者の領収書等

※ 領収書等の証明書類は、原本を提出してください。「分担金以外で支出するもの」の領収書で返却が必要な場合は都体協で原本照合の後、返却します。